

第3次盛岡市男女共同参画推進計画(案)に対する意見と対応
(盛岡市男女共同参画審議会委員からの意見等)

【反映区分】

- 「A」計画等に盛り込むもの
- 「B」計画等に盛り込み済みのもの
- 「C」計画等に盛り込まないもの
- 「D」その他、要望・意見・感想等

1 盛岡市男女共同参画審議会委員からの意見等

(令和2年4月27日～5月13日で書面照会：意見4人(44件))

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
1	【第1章 計画の概要】 (計画案P4)	第3次計画は長期の計画のため成果指標目標値に、1・3・5・7・10年の目標数値を作り、その評価をしたうえで、 <u>見直し年度に囚われず再評価変更を加えたほうが柔軟に対応できる</u> と思う。	本計画は、男女共同参画社会基本法で定める「市町村の区域における男女共同参画社会形成の促進に関する施策についての <u>基本的計画</u> （第14条第3項）」であり、令和11年度までを見通した長期的な施策の方向性を定めた <u>施策の大綱</u> です。事業効果の発現には、ある程度の年数が必要であることから、計画中間年の令和6年度に達成すべき数値目標を設定し、数値の推移も含めた進捗状況と今後の取り組みを毎年男女共同参画審議会などで検証し、これを次年度事業に生かすこととしております。(計画案P52「第5章計画の推進に向けて」参照)	C
2	【第1章 計画の概要】 (計画案P5)	「6盛岡市における『男女共同参画』の定義」について、男女共同参画の枠組みにLGBTの人たちも含めることが盛岡市独自のことと書かれているように読めるが、第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月)の頃から性的指向・性別自認の観点は含まれてい	条例において、従前の「男・女」の枠にとどまらず、性的指向や性別自認等の多様性をも包含した「性別等」の定義を市独自に定めた点において「市独自」という表現を用いておりますことから、明確になるよう修正します。	A

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
		<p>たので、『盛岡市男女共同参画推進条例』においては、<u>国の男女共同参画基本計画が平成 22 年度から性的指向・性自認の観点を含むものであったことを踏まえて、従来の『男・女』というとらえ方にとどまらず、性的指向や性自認等の多様性をも包含した『男女共同参画』の考え方をとりいれ</u>」等とする方がより正確であると考える。P14「視点1」や他の資料の関連記載についても同様。</p>		
3	<p>【第 2 章 盛岡市の男女共同参画の現状と課題（第 2 次計画の課題）】 （計画案 P 6）</p>	<p>P6・P58「第 2 次計画の課題」について、過去の数値の検証を行ってはどうか。目標に対して現状値が良くなっている項目が、果たしてどうしてよくなっているのか、（逆にどうしてよくなるのかも含め）、社会情勢なのか、雇用環境のおかげなのか、市の施策のおかげなのか、その検証をしないと、施策に実効性があり、有効なのかどうかを判断できないのではないか。</p>	<p>第 2 次計画の進捗報告と検証を行う男女共同参画推進本部会議や、盛岡市男女共同参画審議会の前身である「盛岡市男女共同参画推進懇談会」において、毎年、数値の推移や取組状況をお示ししながら、施策の実効性や有効性などについてご意見をいただいております。第 2 章の記載については、これまでの検証を総合的に取りまとめたものとなっております。</p>	B
4	<p>【第 2 章 盛岡市の男女共同参画の現状と課題（第 2 次計画の課題）】 （計画案 P 7）</p>	<p>「講座修了後の活躍の場が少なく機会が欲しいという声」という市民の意見は重要だが、一部の市民が個人的に活躍の場を求めているとも読めて誤解を招く可能性があるため、市の立場からこの意見をとらえ直した表現に改める方がよい。「<u>修了後の活躍の場が少なく、講座の効果を高めるためにも機会を拡充する必要があるという声</u>」等。</p>	<p>ご提案の趣旨を踏まえ、次のとおり訂正します。 「講座終了後の活躍の場が<u>少なかったことから、学びの成果を地域に還元できる具体的な方策の検討が必要である</u>」</p>	A

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
5	【第2章 盛岡市の男女共同参画の現状と課題（市民アンケート）】 （計画案P9）	「問1 男女平等感」についてどうしてそう思うのか、という部分がないとアンケートの意味が薄れる気がする。	ご提案の内容は次回調査時の参考にさせていただきます。	D
6	【第2章 盛岡市の男女共同参画の現状と課題（市民アンケート）】 （計画案P9）	問3・問5・問6どれも「その他」の回答があり、 <u>選択項目以外に、何を望んでいるかも知りたい。（元の資料にはあったのかもしれない）</u>	別途取りまとめ、公開している調査報告書に、「その他」の内容を掲載しております。	D
7	【第2章 盛岡市の男女共同参画の現状と課題（市民アンケート・女性活躍推進事業所調査）】 （計画案P9～P10）	男女別に比率を記載している箇所は、 <u>登場順を「女性〇％、男性〇％」に入れ替えていただけないか。</u> 原案の登場順を修正することで、地域で広く共有されている無意識に男性を先に記載する意識に対する問題提起のきっかけになり得ると考える。	調査報告書からの抜粋となりますので原案のままといたします。なお、ご提案の内容は次回調査時の参考にさせていただきます。	C
8	【第2章 盛岡市の男女共同参画の現状と課題（女性活躍推進事業所調査）】 （計画案P10）	回答企業の業種で、建設業が1/5で、実際に女性が働いている職場の実態と合っているかどうか気がなった。 <u>盛岡市では、女性は何の業種についている人が多いのか。</u> P81 国勢調査結果から推測すると、少なくとも建設業ではないように思う。 <u>調査回答してきた業種と比較するとどうなのか？</u> <u>という視点が欲しい。</u>	P81に記載のとおり、盛岡市の女性の産業別就業人口では、多い順に「医療・福祉」「卸売業・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」となっています。また、なぜ回答業種に建設業が多かったのかについては、建設業界の女性活躍推進への関心の高さ（人手不足への危機感）なども影響していることも考えられますが、回答内容から明確な理由や根拠が得られなかったことから、調査報告書においても集計結果の記載にとどめておりますので、ご理解願います。	C

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
9	【第3章 計画の基本的な考え方】 (計画案P16)	「男女共同参画」という考えが生まれたころからすると色々な視点が加わってきているため、総花的になっているような印象。 <u>何を優先すべきか?</u> という「優先度」「緊急性」という視点を取り入れた方がいい。全て大切にすすめていくのはわかるが、「市としてこれを重点的にすすめていく」ということが明確であれば、それに沿って優先順位をつけることで、機能的かつ効率的にすすめていけると思う。	男女共同参画施策は、あらゆる分野の取組を対象としているため、施策領域が広範囲であることが特徴であるといえます。今回の計画では、第2章で検証した課題に対応する事業として「新規事業」を新たに設け、工程表をもとにすすめていくほか、計画期間内に実施に向けた検討を進める「検討事業」を新たに掲載したところです。また施策の優先度や緊急性の判断については、上記のほか、審議会等における毎年の進捗状況の報告と検証や社会情勢等を勘案し、事業に反映させていきます。	B
10	【第4章 施策の展開(指標)】 (計画案P20)	「取組を分かりやすく進捗管理」とのことだが、 <u>誰にとっての分かりやすさを重視したものかを明記するとよい。</u> (計画を実施する市にとって?モニタリングする市民にとって?双方にとって?)	次のとおり訂正します。 <u>「取組の進捗管理のため、次のように番号(No.)を割り振ります。」</u> (条例第10条に基づき、市では毎年、計画に基づく施策の実施状況を公表することとしており、市が進捗管理を行うために付した番号ですが、公表の際にも使用することにより、市民にとってわかりやすく報告ができるものと存じます。)	A
11	【第4章 施策の展開】 【基本目標1】 「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成」 (計画案P21)	・施策1(啓発)→2(学習)→3(人材創出)の流れが整理されていてよいと感じた。これまでを振り返ると自分自身がこの流れに沿って来た。そして重要と思うことは、施策3の人材育成。施策1→2→3の流れを絶えず循環させたり、途中からこの流れに参加できる入口を複数設けたりする	・本計画の目指す姿「性別等に関わらず誰もが尊重され活躍できるまち盛岡の実現」のためには、人権尊重の意識のさらなる向上と、性別等によって役割を固定的にとらえる意識の解消を進めながら、一人ひとりの意識と行動の変革を促すことが重要であることから、本計画の第一に「意識の	D

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
		<p>ことで、巻き込む人数を増やしていき、基本目標1の達成を目指したい。</p> <p>・基本目標1のタイトルについて「意識の形成」とセットで「行動の改革」という文言が必要ではないか。この二つは両輪。今のタイトルの背景に「意識を形成してからでない」と行動は変えられない」というパラダイム(価値観の枠組み)がある気がしている。行動を変えることで意識が変わることもあるので、「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識形成と行動改革」などとするのはいかがか。もし変更する場合は、二つ目の○の文末を「意識と行動の改革を図っていきます」等に併せて変更が必要。</p>	<p>形成」を掲げ、啓発、学習、人材育成の施策を盛り込んだものです。</p> <p>・未だに根強く残る、性別等による固定的な役割分担意識や無意識の偏見の解消などを進めていくことを第一とすることや、まずは市民意識を変えていきたいというように、端的に意図を伝えるために、原案のとおりといたしました。</p>	C
12	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標1】</p> <p>「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成」</p> <p>(計画案P22)</p>	<p>施策1「啓発活動の推進」にあたっては、市条例第8条第2項(性別等による人権侵害に当たる表現や固定的役割分担意識を反映させた表現を用いないこと)を市が率先して実践することが重要。</p> <p>計画の本文でこの点に明示的に触れられるよう検討してほしい。</p>	<p>基本目標3-1【施策1】のリード文(P40)やC31103「市職員における男女共同参画の推進に配慮した研修」(P41)にも明示しておりますので、ご理解願います。</p>	B
13	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標1】</p> <p>「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成」</p> <p>(計画案P22)</p>	<p>「B10101 男女共同参画拠点施設(もりおか女性センター)の機能充実」について、「施設名の変更などを含め」は原案から削除してよいと考える。「拠点施設としての機能の充実の方策を検討」の過程で、必要であれば自然とあがってくるもの。</p>	<p>施設名称の変更は、「機能の充実」の具体的方策の一つと考えており、条例制定による施策の対象や内容の拡充に対応する意味でも、具体的検討事項として掲げ、取り組む必要があるため、原案のとおりといたしました。</p>	C

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
14	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標1】</p> <p>「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成」</p> <p>(計画案P22)</p>	<p>「B10101 男女共同参画拠点施設（もりおか女性センター）の機能充実」について。一行目の「課題の多様化・増大化」という文言に引っかかる。誰から見て、多様化や増大化しているように見えているのか。視点が限定的で、ここに含まれていない人(例えば既に課題の多様化や増大化に対応してきた人など)はいないだろうかという疑問からの引っかかり。例えば「男女共同参画推進における様々な課題に対し多角的に対応するため」などとするのはいかがか。</p>	<p>令和元年6月の盛岡市男女共同参画推進条例の施行により、施策の対象が、女性はもとより、男性、性的少数者へ拡大されたことにより、従来の事業に加え、「性の多様性の理解と支援」、「性別等における人権侵害」、「働く場における女性の活躍推進」の各視点を踏まえた新たな事業の実施が求められているところであり、女性センター事業を展開していく上で「対応すべき課題」が多様化、増大化したものととらえたものがありますことから、ご理解願います。</p>	C
15	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標1】</p> <p>「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成」</p> <p>(計画案P22)</p>	<p>「C10103 男女共同参画関連資料の収集と提供」について、「男女別統計資料の作成と公表や提供」とあるが、男女別、つまりセックス(身体的な性別)とジェンダーで分けた統計資料ということか？ジェンダー平等を目指すためには、セックスとジェンダーで分けた統計資料が必須。ただ、この計画は性の多様性を含んでいるため、従来の男女別の統計資料に加え、性的指向(セクシュアル・オリエンテーション)や性別自認(ジェンダー・アイデンティティ)に関する統計資料が必要になると思う。そのことが伝わる表記、例えば「性別等に関する統計資料」とするのはどうか。また統計資料を盛岡市独自で作成する場合は、回答者の性のあり方に配慮した設問にしたり、統計資料の</p>	<p>男女で置かれた状況の違いを客観的に把握するため、男女別統計資料を作成し公表することとしておりますが、今後、性的指向や性別自認に関する統計資料も必要と考えられることから、「<u>性別等に関する統計資料</u>」に修正します。</p>	A

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
		公表や提供の際に一層慎重になることが必要。		
16	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標1】</p> <p>「性別等に関わらず多様な生き方を選択できる意識の形成」</p> <p>(計画案P24)</p>	<p>A10301「男女共同参画人材育成講座受講後の活躍機会の創出」について、原案からは新規事業とはとらえにくく、また、責任や実施主体が明確ではないという印象を受ける。活躍できる機会の創出を市の創意工夫と責任をもって行うべきなので、「<u>人材育成講座等修了後の活躍支援のため、活躍機会の創出を検討します。また、そのような機会に関する情報提供や、自主グループの立ち上げを支援します</u>」がより適切と考える。場合によっては、<u>情報提供は従来から実施していたことであり「継続する取組・事業」にも書かれているので、削除した方が整理されるのではないか。</u></p>	<p>ご提案の趣旨を踏まえ、次のとおり訂正します。</p> <p>「人材育成講座等修了後の活躍支援のため、活動機会の情報提供や、自主グループ立ち上げの支援など、学びの成果を地域での活動に還元できる機会の創出に<u>取り組みます。</u>」</p> <p>なお、「情報提供」は、受講後の活躍の仕組みを支える具体的な取組の一つとなり、新たな手法も含めて今後検討するため、原案のとおりといたしました。</p>	A
17	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標2-1】</p> <p>「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし」</p> <p>(計画案P25)</p>	<p>基本目標2と3の骨は第3次配暴対策推進計画と女性活躍推進計画で、それらと基本目標1に該当しない事業が詰め込まれたのが基本目標2-1という印象を受けた。サブタイトルにある「<u>多様性</u>」とは、<u>性的マイノリティだけを指しているのではなく、性と生殖に関することや災害対応、ハラスメントなどの人権侵害も含んでいるという認識でよいか。</u>その場合サブタイトルの多様性に引っかかりを感じる。その原因は多様性という言葉でまとめきれない印象を受けるから。<u>サブタイトルの再検討をお願いしたい。</u>例</p>	<p>性別等に限らず、様々な違いや多様なありかたを正しく理解することにより、人権が尊重され、安全安心な暮らしが図られるものと存じておりますことから、当該サブタイトルとしたところでありますのでご理解願います。なお、多様性の認識はご意見のとおりです。</p>	C

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
		<p>例えば、2-2と揃えて「<u>人権侵害の根絶</u>」など。</p>		
18	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 2-1】</p> <p>「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし」</p> <p>(計画案P28)</p>	<p>施策2で男性の健康課題(自殺率, 肥満率, 喫煙・飲酒率の高さ)への対策について触れられているが, 男女共同参画推進事業の全てが, 男性の健康課題を解消すると改めて思った。</p>	<p>基本目標1から基本目標3の施策は相互に深く関連する取組でありますことから, 施策を総合的かつ計画的に進めてまいります。</p>	D
19	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 2-1】</p> <p>「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし」</p> <p>(計画案P25)</p>	<p>●「基本目標 2-1」のリード文について, 「人権侵害を受けない社会」を「人権侵害から保護される社会」あるいは「人権が守られる社会」や「人権が保障される社会」等への修正の検討をお願いしたい。「人権侵害を受けない」という表現は, 侵害を受ける側 vs 侵害する側という構造(考え方)に基づくもので, 多くの人は自分はいずれにも関係ないと思いがち。少しでもすべての人にかかわるという表現に近づけるため再考してほしい。</p> <p>●「人権侵害を受けない社会を目指す」という表現について, もちろん「人権侵害を受けない社会」の実現を切望しているが, この表現が引かかる。いつでも誰でも加害者や被害者になる可能性がある。そのことを自覚し, 万が一加害者や被害者になった場合の対処方法を知っている人が多い社会を目指す方がより健全かと思う。このことを踏まえ, 例えば「<u>人権侵害の被害者や加害者に</u></p>	<p>「人権侵害を受けない」という表現は, 条例基本理念の表現をもとに記載しておりましたが, ご提案の趣旨を踏まえ, 「人権侵害を受けない社会」を「<u>人権が守られる社会</u>」に修正します。</p>	A

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
		<u>ならない意図を持ち</u> とするのはどうか。		
20	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 2-1】</p> <p>「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし」</p> <p>(計画案P25)</p>	<p>●「身体的性差を十分に理解しあい」という表現について、「差」と聞くと、上下・縦の差が連想される。身体的な性別の違いに上下の差はないことを表現するために、「<u>身体的な違い</u>」とするのはどうか。P28【施策2】の導入8行目にも「性差」という表現があり、【C21201】の説明には「性別による身体的な違い」という表現があるため、表現の統一が必要。</p> <p>●「十分に理解しあい」を、「<u>十分に配慮しあい</u>」はどうか。理解し合おうと歩み寄れますし、そのプロセスはとても重要。しかし、理解することが大事なのではなく、<u>理解したあと十分に配慮することが一番重要なこと</u>と思う。</p>	<p>提案の趣旨を踏まえ、「性差」を「<u>身体的な違い</u>」に統一して修正します。(P25・P28)。また、「十分に<u>配慮しあい</u>」に修正します。</p>	A
21	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 2-1】</p> <p>「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし」</p> <p>(計画案P25)</p>	<p>「基本目標 2-1」の「参考指標」について、</p> <p>①「<u>LGBT</u>」を「<u>性の多様性と人権</u>」に修正してほしい。LGBTの人たちの人権問題としてではなく、すべての人にかかわる性的指向・性自認と人権の問題としてとらえ直すことの重要性が指摘されているところ。</p>	<p>「LGBT」部分を「性の多様性」に修正します。</p> <p>「<u>性の多様性</u>に関する啓発事業」</p> <p>「<u>性の多様性</u>に関する職員研修」</p>	A
22		<p>②職員研修の指標は「参加人数」ではなく「<u>参加率</u>」への修正の検討をお願いしたい。</p>	<p>職員研修参加率については、業務との兼ね合いから、全職員に研修を義務付けすることが困難であることから、原案のとおりといたしました。なお、継続開催することで、より多くの職員の意識向上を進めます。</p>	C

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
23	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 2-1】</p> <p>「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし」</p> <p>(計画案P27)</p>	<p>「LGBT」という言葉について</p> <p>●条例の定義では「性別等」について、「性別・性的指向・性自認等」としている。計画の中で「LGBT」という言葉がでてくるが、<u>性的マイノリティを表す言葉はそれだけではないのではないのか。</u>例えば「LGBTs」としてはどうか。</p> <p>●「<u>性的少数者(LGBT等)</u>」を「<u>性的マイノリティ(LGBT等の人々)</u>」への修正検討をお願いしたい。</p> <p>「LGBT」ではなく「LGBTの人々(人たち)」という表現がより正確。また、単に数の上で少数であるということだけでなく、社会的に脆弱な立場におかれがちであるという意味合いをもつことばとして「マイノリティ」が用いられる(このことは、人権の分野においてLGBTIQの人たちに限らない)。</p>	<p>●国(法務省)における表記「LGBT」を使用しておりましたが、ご指摘のとおり、性的少数者を表現する言葉には様々あり(「LGBTs」「LGBT+」「LGBTQ」「LGBTQ+」「LGBTQIA」など)、また、今後変化することも考えられることから、本計画においては、性的少数者を表す言葉として、現在、一般的に広く認知されている「LGBT」を使用することとし、<u>使用に関して注釈を追記します。</u></p> <p>(追記)</p> <p>「<u>本計画では、「LGBT」を「LGBTを含む性的少数者の総称」として使用します。</u>」</p> <p>●ご提案の趣旨を踏まえ、本計画における「性的少数者」の記載を「<u>性的マイノリティ</u>」に変更します。また、「性的少数者(LGBT等)」を「<u>性的マイノリティ(LGBTの人々)</u>」に修正します。</p>	<p>A</p> <p>A</p>
24	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 2-1】</p> <p>「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重</p>	<p>基本目標2-1の事業について検討事業としてあげられている「同性パートナーシップ制度の検討」「LGBT相談体制の検討」「LGBTフレンドリー企業登録制度検討」「産後ケア事業の拡充検</p>	<p>いずれの事業も、高い事業効果が認められることから、期間内での実施に向けた検討を行う事業ではありますが、現時点では課題が多く、実施に向けて、調査や多様な実施主体との協議が必要な取</p>	C

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
	と安心な暮らし」 (計画案P27・28)	討」について、検討することを検討するというのか。検討は確実に実施する、ということであればA(新規事業)、検討することを検討する、ということであればB(検討事業)になるものと理解した。これまでの説明から前者を意図していると思うため、 <u>原案の「～の検討」という表現をつけたまま「A(新規事業)」に格上げすべき。</u>	組であることから「検討事業」として位置づけ、 <u>原案のとおりといたしました。</u> なお、毎年の審議会において検討状況を報告するほか、令和6年度の計画見直しに、検討状況を反映します。	
25	【第4章 施策の展開】 【基本目標 2-1】 「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし」 (計画案P26)	P26「施策1 性の多様性と理解と支援」リード文について ①「性的指向や性自認を理由とした差別」を「性的指向や性自認等を理由とした差別」への修正検討をお願いしたい。実際には、性別表現による差別・偏見もある。これを含んだより正確な表現とする必要があると考える。	ご意見のとおり「性的指向や性自認等を理由とした差別」に修正します。	A
26		②「当事者が直面している困難や不便を理解し、支えあう意識の醸成が必要」を「性的マイノリティの人々が直面しがちな困難や支援のニーズを知り、各自が自らの意識をあらためて見つめることが大切です」等に修正してほしい。「理解」はたやすいことではない。「支えあう意識」よりも、性的マイノリティではない人たちや、性的マイノリティ同士がまずは知ること、そして、無意識の偏見に有効といわれている自分の言動を見直すことが不可欠だと考える。	ご提案の趣旨を踏まえ、「 <u>性的マイノリティの人々が直面しがちな困難や支援のニーズを知り、社会全体で解決すべき問題として、各自が取り組み、支えあうことへの意識の醸成が大切です</u> 」に修正します。	A

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
		③市民の意識醸成については書かれています。市職員の意識について記載がみあたらない。「府中青年の家判例」もふまえ、差別・排除のない公共サービスを提供する点で不可欠だと考える。追記検討してほしい。	「市民意識」を「意識」に修正します。これには、市民のほか、市職員、事業者、教育関係者も含まれております。また、市職員の意識醸成については、「A21102 市職員・教育関係者・事業者等に向けた研修の実施」にも記載しております。	A
27	【第4章 施策の展開】 【基本目標 2-1】 「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし」 (計画案P26)	「A 21103 生活上の不便の解消に向けた環境づくり」について 「同性カップルが利用できる公共サービス」とあるが、公営住宅のことか。次回審議会にて説明してほしい。	現時点では市営住宅への入居、市立病院における面会可能、などのサービスと想定しております。	D
28	【第4章 施策の展開】 【基本目標 2-1】 「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし」 (計画案P27)	B21101「同性パートナーシップ制度」について、「婚姻関係に相当する」とあるが、前回審議会(2/14)で指摘のあった点で正確ではないかと懸念。あらためて修正を検討するか、修正しない場合は次回審議会にて説明してほしい。	令和2年2月14日開催の審議会にて、「婚姻と同等」と記載があると法的効力があるように誤解されるので、「婚姻関係に相当する」などの表現にしてはどうか。」と指摘を受け修正した内容を掲載しております。	C
29	(同上)	B21101「同性パートナーシップ制度導入の検討」について。 「今後検討する取組・事業」の説明では「実施に向けて調査や協議をし、計画期間中に実施できるよう調査検討を進める」と読み取れる。現時点の課題が解決されない限りは、この制度を計画期間中に実施できない場合もあるという認識でよろしいか。	計画期間内に新規事業として実施するように進めるものですが、状況により、検討を継続する場合などもありうると考えております。	D
30	(同上)	「同性パートナーシップ」という名称について。この制度は同性カ	名称も含め、制度設計に関しましては、今後の検討課題として、ご	D

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
		<p>カップルの暮らしを保障するのが一丁目一番地。そのことを踏まえているのであれば、<u>制度の対象を広げてもいいのではないかと最近</u>は考えている。事実婚異性カップルや、共同生活者ペア（同性の友人やシングルマザー同士、シングルファザー同士）など、フランスの PACS のような制度にするとより多くの人ができるようになるだろう。対象者を誰にするかによっては「パートナーシップ制度」などに名称変更するのが適切かもしれない。</p>	<p>意見を承ります。</p>	
31	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 2-1】</p> <p>「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし」</p> <p>(計画案 P28)</p>	<p>C21201「性と生殖に関する理解の促進に向けた啓発活動」について主にシスジェンダーの方の健康について言及しているが、トランスジェンダーの方で性別適合手術やホルモン投与などを予定・経験済みの方の健康はここに該当するのか。それとも P27【B21102 LGBT 相談体制の検討】の方に該当するのか。いずれにせよ、<u>トランス当事者の心身の健康問題も含んでいただきたい。また施策実施の際はエイズについても健康問題として含んでいただきたい。</u></p>	<p>トランスジェンダーの方の心身の健康問題やエイズの健康問題も含め、市民を対象にした健康相談やこころの健康相談、エイズ相談等を実施しており、「C21206 健康増進に向けた自己管理の啓発」や「C21207 こころの健康に関する周知啓発と相談や支援体制の充実」に含まれております。</p>	B
32	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 2-1】</p> <p>「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし」</p> <p>(計画案 P28)</p>	<p>C21202「思春期保健教育の充実」について</p> <p>①冒頭に「若年層に向けて」とあるが、「<u>性別等に関わらず</u>若年層に向けて」の方がより正確。</p> <p>②2行目に「性被害」とあるが、「<u>性暴力被害</u>」の方がより多くの被害ケースを含めた表現。</p>	<p>①「若年層」の記載で全てを包含するため、原案のとおりといたしました。</p> <p>②「性被害」を「<u>性暴力被害</u>」に修正します。</p>	B A

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
		③2行目に「防止する」とあるが、引っかかる。被害者や加害者になる可能性も含んで「～などへの対処方法を学習する」とするのはいかがか。	③ご意見の趣旨を踏まえ、「防止する」を「 <u>予防する</u> 」に修正します。なお、「予防」には、加害者、被害者及び傍観者にならないという趣旨を含みます。	A
33	【第4章 施策の展開】 【基本目標 2-1】 「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし」 (計画案 P 28・29・33・38)	「性と生殖に関する理解と生涯に渡る健康支援」「DV 防止に向けた啓発・教育の推進」「相談及び被害者支援体制の充実」について、これらは、性的指向・性別自認と深く関連する事項だが、計画案では切り離されているように見受けられ懸念される。性の多様性の視点が他の施策や取組にも反映されるべきことを、各施策が基本目標 2-1 中に明記して欲しい。	基本目標 2-1 のリード文 3 行目に次のとおり追記します。 「 <u>性別等に関わらず誰もが尊重され活躍できる男女共同参画社会の実現にあたり、基盤となる理念です</u> 」 なお、条例で定める「男女共同参画」の定義は、性別・性的指向・性自認に関わらず、すべての人が施策の対象となっております。	A
34	【第4章 施策の展開】 【基本目標 2-1】 「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～多様性の尊重と安心な暮らし」 (計画案 P 30)	「C 21301 男女共同参画視点の防災講座」について、性的マイノリティの人たちの観点も含まれていることは歓迎できるが、先日公表された内閣府「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組に関する検討会」による防災・復興ガイドライン(案)でも指摘されていたように、女性の多様性(障害のある女性、外国人女性等)が認識され、ニーズが適切に防災の取組に反映されることが不可欠。中間見直しがあるとはいえ、この計画が今後 10 年間の取組方針となることをふまえ、今後、新たに公表されるガイドライン(案)を先取りすることが期待される。	ご指摘のガイドラインに基づく視点は、今後の講座や啓発活動の際に考慮すべき点の一つと考えられますことから、今後の施策実施の際の課題として、ご意見を承ります。	D

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
35	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 2-2】</p> <p>「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～配偶者等からの暴力の根絶」</p> <p>(計画案 P33・35)</p>	<p>●シスジェンダー女性の他に，トランスジェンダー女性や同性カップルなどの性的マイノリティ当事者も DV 被害者・加害者になる可能性がある。偏見や差別等の影響で当事者が可視化されにくいため，被害が深刻化することもある。<u>基本目標 2-2 に関する施策を実施する際は，性的マイノリティ当事者の存在をしっかりと含んでいただきたい。</u></p> <p>●【施策2 相談及び被害者支援体制の充実】について，<u>この施策の中に同性パートナーへの DV 問題を含んでいただきたい。</u>同性間の DV 問題に適切に対応できることは，「同性カップルが利用できる行政サービス」の一つのメニューになると思う。</p>	<p>現在，本市では暴力防止と相談や支援については，戸籍上の性別だけでなく，性自認が女性の方も対象としているほか，性別や性自認が女性の場合に，同性間の DV に関する相談を受けております。その他，同性カップル間における DV 問題については，相談支援の取組を行っている国や県の他の相談機関や教育機関，警察，医療機関及び司法機関と連携した支援を継続し，あらゆる形の同性カップルも含めて対応することとしております。</p>	D
36	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 2-2】</p> <p>「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～配偶者等からの暴力の根絶」</p> <p>(計画案 P33)</p>	<p>リード文の「児童虐待や精神障害等の問題」という表現について，意味は分かるが，これだと「精神障害が問題」というニュアンスも生じてしまわないか。<u>精神障害と共に生きる人にも配慮した表現の方がよい。</u>例えば，「児童虐待問題や精神障害等が絡み」などとするのはいかがか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ次のとおり修正します。</p> <p>「<u>児童虐待や精神障害等が絡み</u>，相談内容が複雑化し，早期問題解決が困難な事案が多くなっています。」</p>	A
37	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 2-2】</p> <p>「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～配偶者等からの暴力の根絶」</p> <p>(計画案 P34)</p>	<p>「C22101 国の「女性に対する暴力をなくす運動」に呼応した啓発活動の実施」について，啓発イベントを実施する際，<u>トランスジェンダー女性への様々な形態の暴力の問題も含んでいただきたい。</u></p>	<p>ご指摘の視点は，今後の講座や啓発活動の際に考慮すべき点の一つと考えられますことから，今後の施策実施の際の課題として，ご意見を承ります。</p>	D

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
38	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 2-2】</p> <p>「人権尊重と安全安心な暮らしの実現～配偶者等からの暴力の根絶」</p> <p>(計画案 P34)</p>	<p>「C22103 地域へ向けた学習機会の提供」について、「DV を許さない意識づくり」という表現があるが、自分が加害者になる可能性を含んでいない表現。例えば「加害者にも被害者にもならない意識づくり」とするのはどうか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>「<u>DVの加害者、被害者及び傍観者にならない意識づくりのため、DV 予防啓発のための出前講座を実施します</u>」</p>	A
39	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 3-1】</p> <p>「あらゆる場面における多様な人材の活躍～地域社会や家庭における活躍」</p> <p>(計画案 P39)</p>	<p>各参考指標の女性割合の現状値に驚いた。値を上げるためには社会を抜本的に構造改革しなければならないと思った。</p>	<p>多様な人材があらゆる場面で活躍することによる意義や必要性に関する啓発を進めてまいります。</p>	D
40	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 3-1】</p> <p>「あらゆる場面における多様な人材の活躍～地域社会や家庭における活躍」</p> <p>(計画案 P39)</p>	<p>基本目標 3-1 の成果指標について、審議会委員比率 40 %は意欲的な指標だと評価できるが、達成可能性を鑑みた数値か。次の審議会において現状値のエビデンス（各審議会の定数・女性委員数・比率）を示してほしい。</p>	<p>条例 18 条第 2 項において、市の審議会の委員任命の際に男女数の均衡を図るよう努めることとしておりますことから、従前の計画で掲げていた目標値 40%を達成するよう、本計画期間においても取り組みます。なお、平成 27 年度からの数値の推移は計画案 P58 に記載しており、各審議会等の状況などの結果の詳細については、現在作成中です。</p>	D
41	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標 3-2】</p> <p>「あらゆる場面における多様な人材の活躍～働く場面における活躍」</p> <p>(計画案 P44)</p>	<p>【施策 1】の導入に「『女性の力』の活用」とあり、適切な表現だと感じた。</p>	<p>働くことを希望する女性が、自分自身の意欲と能力を最大限発揮できる環境づくりに努めてまいります。</p>	D

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
42	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標3-2】</p> <p>「あらゆる場面における多様な人材の活躍～働く場面における活躍」</p> <p>(計画案P47)</p>	<p>P47「C32103 困難を抱える女性への支援」について、「離別・死別等で」との表現は不要と考える。</p>	<p>ご指摘の部分を削除します。</p>	A
43	<p>【第4章 施策の展開】</p> <p>【基本目標3-2】</p> <p>「あらゆる場面における多様な人材の活躍～働く場面における活躍」</p> <p>(計画案P48)</p>	<p>【施策2 男性の家庭や地域における活躍推進】の導入に引かれる。「男性は仕事(女性は家庭)」という性別役割規範を強化する可能性のある文章と感じた(第一段落の主語の男性を「女性」に、家庭や地域進出を「職場進出」に変えて読むとピンと来るかと)。ワーク・ライフ・バランスを意識している文章だと思うが、男性の家庭・地域進出のインセンティブの列挙から、「社会の構造的に女性と比較して豊かになりやすい男性のキャリアをさらに豊かにするために、家事や子育て、介護をすることが有効です」という読み方もできなくはない。</p>	<p>男性が家庭生活に参画することは、女性が活躍できる環境の実現に資するものであり、また、男性にとっても多様な生き方の選択肢を広げ、得る価値や効果が大きいものでありますが、実際に参画するまで至らない状況が課題となっておりますことから、計画において先に明示し、女性活躍のためには、男性の家庭生活への参画が重要であることを強調することで、積極的な取組を促し、具体的な行動につなげようという意図したものです。</p>	D
44	<p>【第6章 資料編】</p> <p>「女性の年齢階級別の労働力率」について</p> <p>(計画案P80)</p>	<p>いわゆる「M字カーブ」として見るのかどうか、判断が分かれると思う(全国よりカーブがゆるく、Mのくぼみも小さいため)。子どもを産んだためのM字と思われるが、本人達が外で働くことを良しとするかどうか、というのは個人的な志向もあり、低くなったことが一概に悪いのかどうか個人的に疑問。「仕事と子育ては両立すべきだ」という考え方に基づ</p>	<p>市民アンケートに関するご提案の内容は、次回調査時の参考にさせていただきます。なお、令和元年度男女共同参画白書において、「総務省「労働力調査(詳細集計)」によると、平成30(2018)年における女性の非労働力人口2,708万人のうち、237万人が就業を希望しており、<u>就業を希望しているにも関わらず、現在求職していない理由</u>としては、「出産・</p>	D

No.	項目	意見の趣旨	対応	区分
		いた読み方のように思う。「働く＝一生同じ仕事」である必要はないと思う。(P70 市民アンケート問4でも，単純に「一生持ち続ける方がいい」という質問への賛成は60%で，逆に言えば40%はそう思っていないということ。) <u>指標にするのであれば，「働きたいと思</u> <u>ったけれども働けていない」「戻</u> <u>ろうと思ったが戻れない」「やめ</u> <u>させられた」「働きたくないけれ</u> <u>ども，働かざるを得ない」という</u> <u>女性の実態があるのかどうか，そ</u> <u>の数値を見る必要があると思う。</u>	<u>育児のため</u> が最も多く，32.6% となっている」と分析しており， 本計画における記載もそれを参 考としております。	